○九州地方整備局告示第五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名	供用開始の区間
三号	熊本市北区植木町岩野字西原一五七番から同市北区植木町岩野字茶臼塚一八八番一まで

供用開始の期日　平成二十六年三月十四日

○九州地方整備局告示第五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名	供用開始の区間
二百二十五号	枕崎市桜山東町九九二番から同市桜山東町九九七番一まで

供用開始の期日　平成二十六年三月十四日

○九州地方整備局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

一㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　三号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
福津市上西郷字ミギワ五一七番一から同市字竹尾九二八番六まで	前	二七・六〇～二八一・六三メートル	一・六一八キロメートル	
	後	二七・六〇～一三六・三四メートル	一・六一八キロメートル	

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

二㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　三号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
熊本県葦北郡津奈木町大字千代字上門三八七番二から同町大字千代字原田五九二番四まで	前	A　二〇・一〇～三四・五〇メートル	〇・四四〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　二〇・一〇～五八・八〇メートル B　一二・一〇～五三・九〇メートル	〇・四四〇キロメートル 〇・四四三キロメートル	

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○北海道開発局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日　北海道開発局長　澤田　和宏

一㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　五号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道寿都郡黒松内町字豊幌三一七番五から同町字豊幌三二〇番一まで	前	三三・九五～七二・一一メートル	〇〇・一七二キロメートル	
	後	三三・九五～八七・六七メートル	〇〇・一七二キロメートル	

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

二㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百七十七号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道二海郡八雲町熊石大谷町国有林渡島檜山森林計画区渡島森林管理署七一九七林班り小班から同町熊石大谷町国有林渡島檜山森林計画区渡島森林管理署七二三七林班に小班まで	A	一七・〇〇～二五三・〇〇メートル	三・六六六キロメートル	上記A・B・C・D・E及びFは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前　B・C・D・E・F	一七・〇〇～二一一・〇〇メートル	三・六四〇キロメートル	
	後　B・C・D・E・F	一七・〇〇～二五三・〇〇メートル 一一・四七～一九八・六一メートル	三・六六六キロメートル 三・六二〇キロメートル	

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

三㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百七十八号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
函館市日浦町五一番一から同市日浦町七二番一八まで	前	一九・〇〇～一九・二一メートル	〇〇・一七六キロメートル	
	後	三三・二五～三五・八五メートル	〇〇・一七六キロメートル	

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日　北海道開発局長　澤田　和宏

路線名	供用開始の区間
二百七十八号	函館市日浦町五一番一から同市日浦町七二番一八まで
四百五十二号	芦別市喜文沢国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署四二七九林班い小班地内

供用開始の期日　平成二十六年三月十四日

○北海道開発局告示第三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日　北海道開発局長　澤田　和宏

図面縦覧場所	北海道開発局及び同局函館開発建設部
図面縦覧場所	北海道開発局及び同局札幌開発建設部